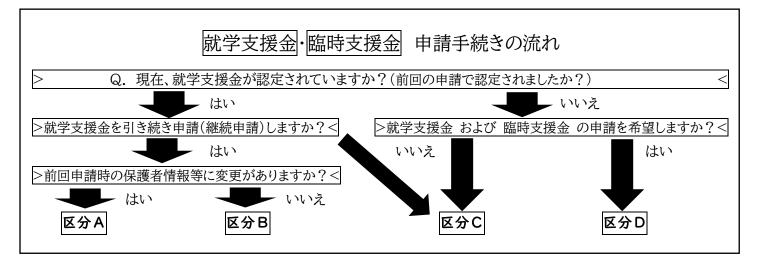
千葉敬愛高等学校校長 酒句 一揮

「高等学校等就学支援金(2025年7月以降分)」及び「高校生等臨時支援金」の申請について(お知らせ)

高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)は、例年どおり7月~翌年6月分(3年生は3月分)までの申請となります。一方、高校生等臨時支援金(以下、臨時支援金)は今年4月に制定された今年度限りの事業となり、就学支援金の審査結果が、所得制限等により支給対象外となられたご家庭に対し、年額上限 118,800円(9,900円/月×12ヶ月)を支給する制度となります。尚、臨時給付金を受給する為には、就学支援金の申請(審査)が必要となりますので、必ず申請手続きをお願いいたします。

また、令和7年6月分までの<mark>就学支援金</mark>の受給状況(認定状況)によって、オンライン申請システム e-Shien (イーシエン) の申請手順が異なりますので、ご家庭の認定状況を確認いただき、下記の申請手続きの流れをご確認の上、申請期限までにご申請・ご提出ください。



I.申請方法

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien (文部科学省)

https://www.e-shien.mext.go.jp/



- ※ 本校ホームページのトップページにある「就学支援金」バナーからも入れます。
- ※ 申請者向けマニュアルを本校ホームページにアップしていますのでご活用ください。

Ⅱ.申請期限・提出書類

【(申請·提出期限) 令和7年9月30日(火) 厳守 】

- ① e-Shien にて意向登録(全員)・申請手続き(希望者)を完了させる
- ② | 高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書 | を高校事務窓口へ提出

Ⅲ. 認定結果と授業料徴収額への反映について

2~3 年生は7月から審査完了までは、授業料全額の引落しとなりますのでご注意ください。| 年生は就学支援金認定額(4~6 月分)を授業料 9~|| 月分に充てております。

今回申請の結果通知は、県の審査完了後、担任を通じ生徒に配布する形式でお知らせする予定です。授業料徴収額からの相殺及び返金については、「精算書」を審査結果通知とともに郵送いたします。

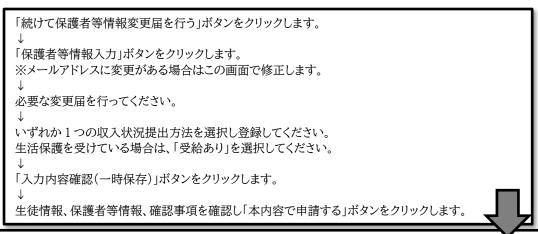
※昨年度は、7月分から II 月分までの就学支援金受給相当額納付済授業料を I2 月末に授業料等振替口座へ返金し、I2 月分から翌年 6 月分(3 年生は 3 月分)に関しては、各月の授業料等振替時に授業料から相殺しましたが、今年度は未定です。

IV.申請手続きの流れ(区分A・区分Bに該当される方)

区分A・B共通

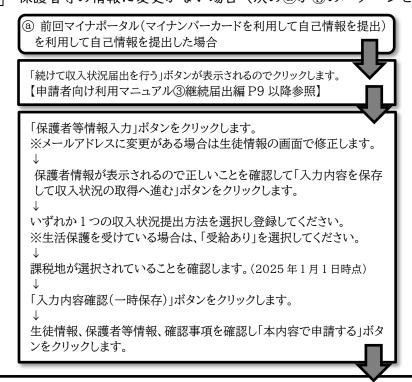
- (1) e-Shi en にログイン【申請者向け利用マニュアル③継続届出編 P5 参照】
 - ① 学校から配付された ID・パスワードを入力します。※紛失された方は高校事務室にて再発行いたします。
 - ② 「**ログイン**」ボタンをクリックします。
- (2) 継続意向登録をする【申請者向け利用マニュアル③継続届出編 P6~8 参照】
 - ① 確認事項 内容を確認し、チェック☑します。
 - ② 継続意向確認 支給継続を希望するかどうかを選択します。 ※支給を希望する方が誤って「支給を放棄します」を選択した場合は、事務室までご連絡ください。
 - ③ 保護者等情報の変更について 前回申請時からの変更の有無を選択します。
 - |区分A|| 変更がある場合 **➡ ①あります。**を選択します。
 - |区分B|| 変更がない場合 **➡ ③ありません。**を選択します。
 - ④ 「入力内容確認」ボタンをクリックします。
 - ⑤ 登録内容が正しいことを確認し**「本内容で登録する」**ボタンをクリックします。
 - ⑥ 継続意向の登録結果が表示されます。続いて区分Aもしくは区分Bの申請手続きを完了させてください。

区分A 保護者等に変更がある場合【申請者向け利用マニュアル④変更手続編 P9~23 参照】



就学支援金の手続きは申請完了と表示されますが、画面下の<mark>臨時支援金意向登録</mark>をして e-Shien での手続きは完了です。

区分B 保護者等の情報に変更がない場合(次の@か⑥のパターンとなります)



⑤ 前回個人番号を入力登録した場合
「続けて収入状況届出を行う」
ボタンは表示されません。

就学支援金の手続きは申請完了と表示されますが、画面下の<mark>臨時支援金意向登録</mark>をして e-Shien での手続きは完了です。

V.申請手続きの流れ(区分C・区分Dに該当される方)

区分C・D共通

e-Shien にログイン

- ① 学校から配付された ID・パスワードを入力します。※紛失された方は高校事務室にて再発行いたします。
- ② 「**ログイン**」ボタンをクリックします。

区分C 就学支援金・臨時支援金ともに受給権を放棄される方

【パターン1】前回まで就学支援金が認定されていたが、今回は就学支援金・臨時支援金とも申請されない場合

- ① 継続意向登録をする【申請者向け利用マニュアル③継続届出編 P6~8 参照】
- ② 確認事項内容を確認し、チェック図します。
- ③ 継続意向確認欄で「支給権を放棄します」を選択します。
 ※こちらで「支給権を放棄します」を選択した場合は、臨時支援金の申請も放棄したものとみなされます。
- ④ 保護者等情報の変更について欄で「③ありません」を選択します。
- ⑤ 「入力内容確認」ボタンをクリックします。
- ⑥ 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。
- ⑦ 継続意向の登録結果が表示されます。手続きは完了です。情報連携依頼書の提出は不要です。

【パターン2】前回同様に就学支援金を放棄し、今年度限りの臨時支援金の申請もされない場合

- ① 意向登録をする【申請者向け利用マニュアル②新規申請編 P6~7 参照】
- ② 確認事項内容を確認し、チェック図します。
- ③ 意向確認欄で「所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません」を選択します。※こちらを選択した場合は、臨時支援金の申請も放棄したものとみなされます。
- ④ 「入力内容確認」ボタンをクリックします。
- ⑤ 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。
- ⑥ 登録結果が表示されます。手続きは完了です。情報連携依頼書の提出は不要です。

区分D 前回不認定・未申請で、今回就学支援金・臨時支援金を申請される方

- ① | 意向登録をする【申請者向け利用マニュアル②新規申請編 P6~7 参照】
- ② 確認事項内容を確認し、チェック図します。
- ③ 意向確認欄で「高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします」を選択します。
- ④ 「入力内容確認」ボタンをクリックします。
- ⑤ 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。
- ⑥ 登録結果が表示されます。続けて**受給資格認定申請**を行うボタンをクリックします。
- ⑦【申請者向け利用マニュアル②新規申請編 P7~21】を参照のうえ申請手続きを完了させてください。
- ⑧ 就学支援金の手続きは申請完了と表示されますが、画面下の臨時支援金意向登録をして完了です。
- ⑨ 情報連携依頼書を記入の上、高校事務窓口までご提出ください。

【重要】*********************

区分A 区分B 区分D の方は e-Shien での申請完了後、 情報連携依頼書 を高校事務窓口までご提出ください。※書類の提出がない場合、県による審査が完了しませんので必ずご提出ください。

【お知らせ】千葉敬愛高等学校ホームページに各種 e-Shien 利用マニュアル等を掲載しております。 ご不明点等ありましたら高校事務室(043-422-0131)までお問い合わせください。